

三重県新しい公共支援事業運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 三重県新しい公共支援基金を活用し、NPOの自立的な活動を支援する事業（以下「支援事業」という。）を推進し、その円滑な運営を図ることを目的とした運営委員会を設置します。

(名称)

第2条 この運営委員会は、「三重県新しい公共支援事業運営委員会」（以下「運営委員会」という。）と称します。

(構成委員と委嘱期間)

第3条 運営委員会は、三重県が委嘱した運営委員で構成します。

2 運営委員の互選により1名を委員長とし、1名を副委員長とします。

3 委嘱期間は委嘱の日から平成25年9月30日とします。

4 運営委員会に、専門委員会を置くことができます。なお、専門委員会委員長は、運営委員会に出席するものとします。

5 運営委員会に、参与を置くことができます。

6 運営委員会の事務局は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課NPO班に設置します。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、運営委員会を統括し、議事を進行します。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理します。

(役割)

第5条 運営委員会は、次の役割を担うものとします。

(1) 支援事業に関する基本方針、事業計画、成果目標の検討

(2) 支援事業の委託先選定の助言

(専門委員会が所掌する支援事業にかかる委託先選定の助言を除く)

(3) 支援事業の進捗状況の把握と評価

(4) 支援事業の事業効果を高めるための検討および指導・助言

(5) その他支援事業に関すること

2 前項第2号において、委員が申請案件と利害関係にある場合は、当該委員は、当該申請案件に関する選定の助言等には加わらないものとします。

(報償費など)

第6条 運営委員会の行政職員以外の委員が業務を行う場合には、報償費と三重県の旅費規程に基づく旅費を支弁します。

(参与)

第7条 運営委員会には、県の関係部局から参与を設置します。

2 参与は、運営委員会の運営等に対して、進言・助言をおこないます。

(その他)

第8条 運営委員会にかかる事項で定めのない事項については、事務局で定めるものとします。

附則

1 この要綱は、平成23年3月18日から施行します。

附則

1 この要綱は、平成24年4月 1日から施行します。

附則

1 この要綱は、平成25年4月 1日から施行します。